

（主な関係機関一覧）

◎〈中国農業部〉中国農業国際交流協会

副秘書長 馬四近先生

〒100026 中華人民共和国 北京市農展馆南里11号

◎北京農業大学 農学系 陸漱韻教授

中国：北京市

◎北京市農林科学院作物研究所 范垂方先生

〒100081 中国：北京市西郊板井村

◎山東省農業科学院作物研究所 副所長 陳存来先生

（甘薯研究室 副主任 王建軍先生）

山東省済南市東郊桑園路14号

◎江蘇徐州農業科学研究所 所長 李国柱先生

（〃〃 甘薯研究中心）品種資源研究室 郭小丁先生

江蘇省徐州市東郊東賀村

◎江蘇省農業科学院糧食作物研究所

甘薯研究室 主任 邱瑞鑑先生

江蘇省南京市孝陵衛

◎上海市農業科学院園芸研究所 所長 沈延松先生

〒201106 上海市北翟路3000号 （甘薯担当 郑海柔先生）

研究所の施設と甘藷研究センターはほぼ一体のものと考えられるもので、中国全土の甘藷研究の中心的役割を果たしている所であり、指導的存在である。

すなわち、中国の育種研究のメッカであり、全国のサツマイモ品種を集め、保存している。中国作物学会甘藷專業委員会もここに置かれていて、毎年一冊、中国全土の研究者の成果をのせた研究報告機関誌「中国甘藷」を発行している。

そのようなわけで、私達のサツマイモ視察の山場は、この甘藷研究センターであった。

■この「視察記」は好評裡に来号で紹介します。内容は甘藷研究情况等の紹介に始まり、日本帰国までです。ご期待ください。

徐州農業科学研究所は、市の中心部から車で約1時間の郊外にあり、その研究所内に甘藷研究センターが置かれていた。

常識法話

◆寄附行為

昔から、コトダマ（言霊）のさちおう国と言われているだけに、同文異語の用語がはびこっている。

寄附行為と言えば、お祭りの費用の一部に差出す金銭か、湾岸戦争で家財を喪失した国の人達に提供する物品・金銭等と思うが、左に非ず、財団法人の定款の正式な用語なのである。

法人をわけて、会社組織のような人を中

心に集合した社団法人と、財産を中心にして結合した財団法人とがある。前者の憲法的存在の取り極めを「定款」と称し、後者のそれを「寄附行為」と称するのである。法律の習いたての頃は、なんとも理解しがたく、閉口したものである。

今は、法律も卒業したから、極わだって不都合とも感じないし、寄附行為は財団法人の憲法的存在とはっきり理解しているので、さして不便とは感じないが、おかしい用語の一つであることには変りがない。